

研究報告

大磯町における関東大震災の地域的な被害と地盤の関係

* 富田 三紗子

1. はじめに

大正12(1923)年9月1日午前11時58分、相模湾北西を震源とするM7.9の地震が発生した。後に関東大震災と呼ばれるこの地震は、震源が近い大磯町域にも被害をもたらした。大磯町(1)は、幸いなことに火災も起こらず、大きな津波も発生しなかったため、一般には震源に近いわりには被害が少なかったと言われている(2)。また、被害が少なかった理由として、地盤が良好であり、倒壊した家屋が少なかった点が挙げられることもある(3)。実際に、町村毎の家屋倒壊率を見ると、西隣の国府村が83%に対して、大磯町は26%と、家屋の被害が少なかったと言えよう(4)。

大磯町には、旧大磯町行政資料として、地方自治法施行前に作成された町の公文書、いわゆる旧町役場文書が残されている。この役場文書の中には、関東大震災に関する文書があり、復興に関するものも含めて約45点にのぼる。これらの文書の中には、大磯町内の建物や土地の被害状況に関する文書がある。本稿では、これらの文書を使用して、大字単位で地域的にどの建物が倒壊し、土地にどのような変化があったのかを分析する。また、当町域の地盤については、森慎一氏が調査を行い、詳細な地盤図を編集している(5)。この地盤図を参考に、家屋の被害や土地の変化が、地盤とどのような関係があるのかを考察する。

2. 対象資料について

まずは、大磯町内の地域的な被害を示す公文書について分析する。旧大磯町行政資料の関東大震災に関する文書の内、町内の被害状況を示す文書には、家屋の倒壊数や死傷者数をまとめた統計的な文書があるほか、具体的に地番が記されて、当該地点でどのような被害があったのかを知ることができる文書もある。本稿では、後者の種類にあたる文書を分析の対象とする。

旧大磯町行政資料において、特定の地点でどのような被害があったのかを知ることができる文書の一つに、「住宅罹災申告書綴」(6)という文書がある。この文書は、天皇の恩賜金を下賜するために被災者が提出した、住宅の罹災申告書の綴りである(7)。申告書の様式は各町村役場に委ねられ、大磯町の場合は、罹災当時の居住地、現住所、世帯主の職業と生年月日、申告年月日、申告者を記し、「全潰」か「半潰」かを所定の欄に記入して、町長宛に申告する書式になっていた。現存する簿冊は、「全潰」と「半潰」と2冊に分けて綴られ、いずれも大正12年12月から同13年1月に申告されたも

のである。この申告書に記入された罹災当時の居住地を地図で確認することにより、どの地点にあった建物が全壊あるいは半壊したのかがわかる。

また、「震災被害状況調書」(8)という文書からは、具体的な土地の被害状況を知ることができる。この文書は震災被害に関するいくつかの調査結果を表にまとめたものであり、その中に土地の被害状況をまとめたものがある。調書には、地番毎に、被害状況とその被害の割合、被害額と考えられる金額、地主の住所(大字のみ)と氏名が書かれている。被害状況については、「崩壊」、「埋没」、「亀裂」、「水源枯渇」、「隆起」など、土地がどのように変化したのかが詳しく書かれているため、ある地点でどのように土地が変化したのかを知ることができる。この調書は、田畑の被害状況を調査して、復興や救助金の申請などに役立てるために作成されたと考えられるが、定かではない。

この2種類の文書は、本来、被災者救助を目的として作成された文書と言えるが、本稿では特定の地域の被害状況を知ることができる資料として参照する。

3. 土地の変化と地盤の関係

図1は、前項で分析した文書から得られる建物の倒壊状況と土地の被害状況を地図上に示し、大磯町域の地盤図と重ねた図である。以下、便宜上、高麗、大磯、東小磯、西小磯の大字毎に考察を進める。なお、以下に示す大字毎の図(図2~4)は、図1を抜粋したものであり、凡例は全て同一である。

高麗(図2)

この地域は、大磯町の東端に位置し、域内を花水川(金目川)が通る。江戸時代は、高麗寺の寺領として高麗寺村と呼ばれた地域であり、宝永6(1709)年に花水川の河川改修が行われ、東側を蛇行していた川筋が、域内を通るようになった。これは、2年前に起きた富士山の宝永噴火によって火山灰が堆積し、河床が高くなったことによる河川の氾濫を解消するために行われた工事であったが、それ以前にも、花水川は何度か川筋を変えており、域内の地形には旧河道が見られる(9)。

この地域における関東大震災の被害は、集落がある国道1号線沿いに建物の倒壊が見られ、旧河道の地形に沿って「水源枯渇」や「埋没」、「亀裂」が見られる。旧河道は、水を多量に含んだ地盤であり、軟弱地盤と言われる地形である(10)。地震によって土地に変化が見られたのは、旧河道という地形が影響しているのだろう。特に注目したい点は、東海道線沿いに見られる「埋没」箇所である。ここは、地震発生時にちょうど通過していた列車が転覆した場所と一致し、転覆の原因が、周囲と比べて土地の変化が大きかったことにも関係が

(*) 当館学芸員)

あるのかもしれない。なお、花水川の東側に見られる「その他」は、「地下変動」や「水路破壊」と記されている。

大磯（図3）

大磯町の中心地にあたり、国道1号線沿いに多くの建物が集中していた。地形は、北側に丘陵があり、海に向かって沖積段丘、砂州・砂丘の順番で海岸線に至る。そして、この地形を刻むように浸食した谷底平野が見られる。谷底平野を除き、これらの地形は弱い地盤ではないが(11)、それでも建物の倒壊が見られるのは、建物が集中していたためだろうか。国道1号線沿いは、南本町・北本町、南下町・北下町と江戸時代以来から人家が集中している場所である。また、大磯駅周辺でも、大磯駅自体が全壊したほか、当時近くにあった大磯町役場や郡役所が半壊した。冒頭に述べた、地盤が良好であり、倒壊した家屋が少なかったという評価は正しいとも言えるが、決して建物が倒壊しなかったわけではない。

東小磯・西小磯（図4）

地図の配置上、二つの字をまとめて考察する。東小磯と西小磯は、大磯の西側にあたり、地形も大磯と似ている。当時も国道1号線沿いに建物が建っていたと考えられるが、この地域の状況を見ると、確かに建物の倒壊は少ないと言える。ただし、砂州・砂丘に建っていた別荘には全壊しているものも見られる。注目したい点は、西小磯の丘陵である。この辺りには畑が広がり、「震災被害状況調書」によると、土地の「崩壊」や「埋没」が多く見られ、土地の表面上に様々な変化があったことがわかる。これらの現象が、地盤の強度とどのような関係があるのかは、地質学の観点から検証する必要があるが、一般に地盤が強いと言われている土地でも、大地震が起きた時には何らかの変化が起こる可能性があると言える。ちなみに、被害において「その他」に分類したものは、「地下変動」や「隆起」と記されている。

4. おわりに

以上、大磯は地盤が良好であるため、関東大震災において倒壊する家屋が少なかったという評価が事実であるのかを確認するため、大磯町の公文書に見られる地域の被害状況と、町内の地盤を比較して考察した。その結果、確かに町内は丘陵や沖積段丘、砂州・砂丘の地形が展開し、地盤が強いと言えるが、建物が全く倒壊しなかったわけではなく、なおかつ、建物が建っていなかった土地では、丘陵でも土地が崩壊したり、埋没したりする被害があった。本稿では、考察の対象としなかったが、冒頭で述べたように、大磯町の西に隣接する国府村（現在の大磯町国府地区）は、関東大震災において家屋の倒壊率が83%に達している。この理由としては、集落が展開している生沢などが谷底平

野の地形に位置していることが考えられるが、丘陵に集落がある黒岩や西久保でも多くの家屋が倒壊しており(12)、地盤が強い丘陵であっても建物が倒壊しなかったわけではない。当時の建物の強度とも関係するののかもしれないが、地盤の強度と地震による被害の関係については、今後検証していく必要があるだろう。

注

(1) 現在の大磯町域は、関東大震災発生当時は、大磯町と国府村に分かれていた。本稿における大磯町は旧大磯町を指す。

(2) 大磯町編『大磯町史』7 通史編近現代、大磯町、2008年、p. 458

(3) 榊井照蔵編『大正十二年九月一日大震災記念写真帖』再版、神奈川県震災写真帖頒布事務所、1925年、神奈川県『神奈川県震災誌』神奈川県、1927年、p. 694 など。

(4) 同注2、p. 409

(5) 森慎一編「平塚周辺の地盤図」平塚市博物館、2007年

(6) 大正12年12月「住宅罹災申告書綴」（旧大磯町行政資料1006-1、2）

(7) 北原糸子「関東大震災の避難民：地方の行政資料から」（『災害復興研究』3、2011年）p. 161～163

(8) 大正12年「震災被害状況調書」（旧大磯町行政資料1012-4）

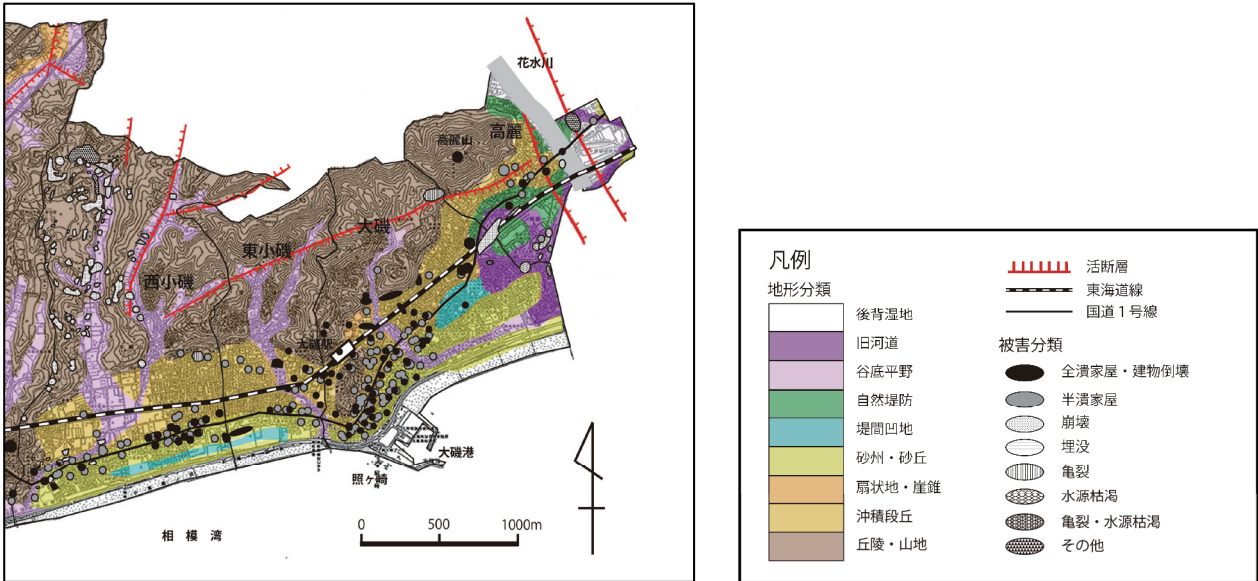
(9) 大磯町編『大磯町史』6 通史編古代・中世・近世、大磯町、2004年、p. 432～442

(10) 『平塚周辺の地盤と活断層』第3版、平塚市博物館、2012年、p. 30

(11) 同注10、p. 20～31

(12) 「大正12年9月1日大震災記」（大正12年、守屋松三郎家資料883）、大磯町郷土資料館編『むかしがたり—古老が語る大磯の災害—』資料館資料2、大磯町郷土資料館、1997年、p. 37

図 1



「大磯町全図 (1:10,000)」(大磯町、1995年発行)を縮小。地形分類及び活断層は森慎一編「平塚周辺の地盤図」(平塚市博物館、2007年発行)による。なお、「全潰」、「半潰」の表記は、資料の表記による。

図 2

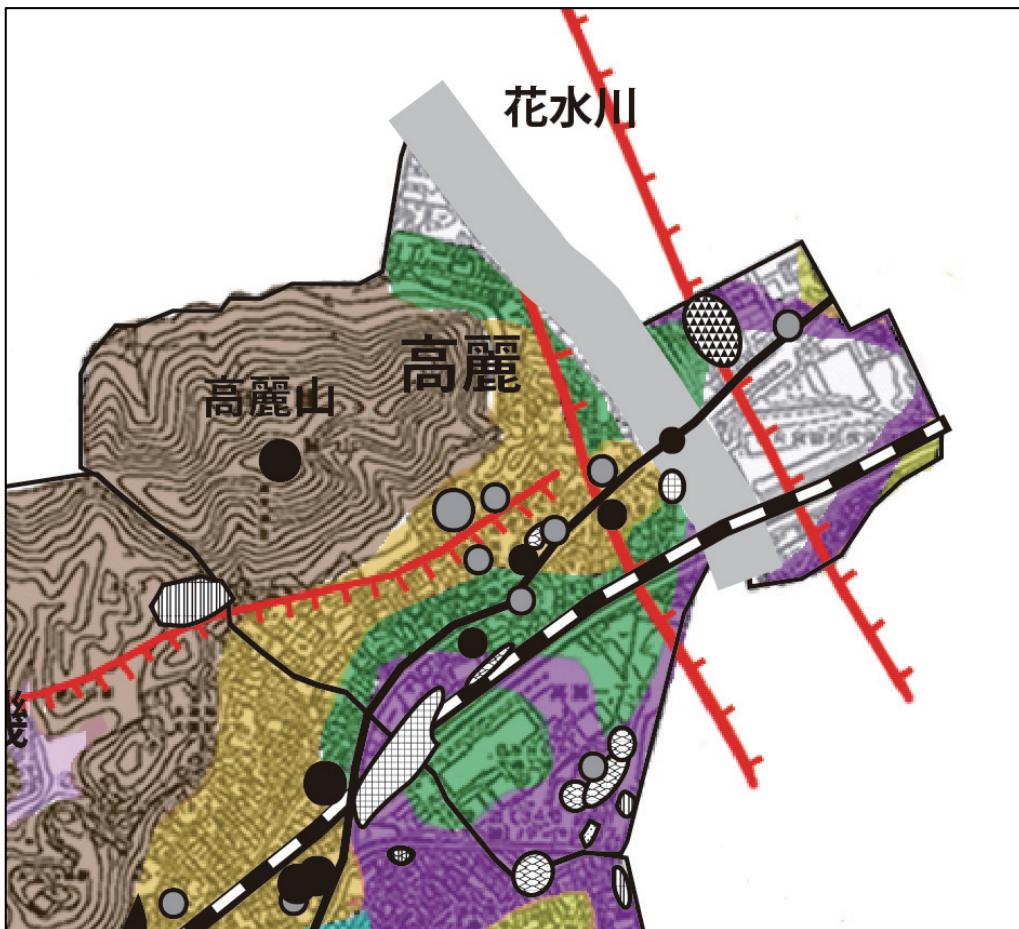


图 3

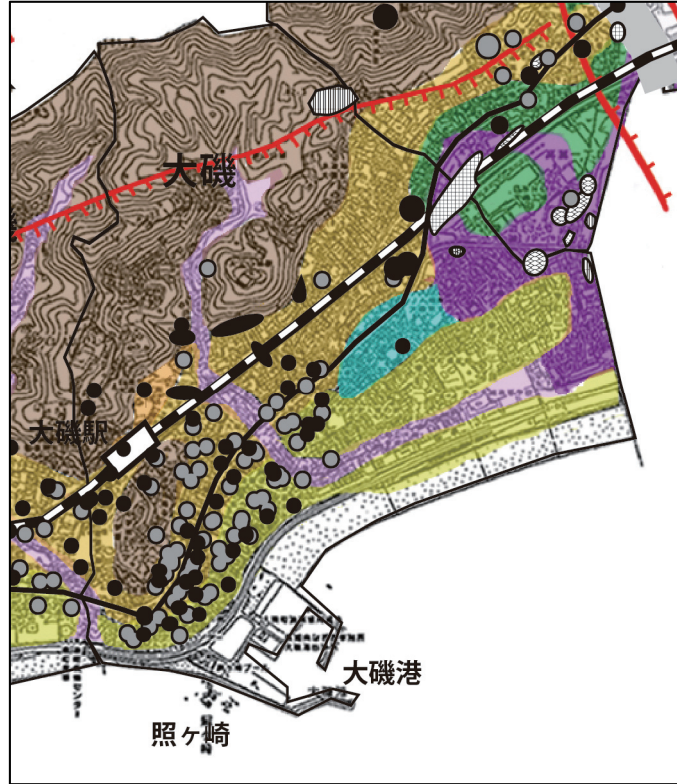


图 4

